

那 霸 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第19回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 田端一正

開催日時 平成31年（2019年）2月7日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時20分

開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、平良尚子副参事、安座間蘭主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

【市民文化部】徳盛仁部長

（文化財課）末吉正睦課長、山城正章主幹

議事日程 ※日程2は非公開案件に該当

1 議案第33号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について【文化財課】

2 報告1 職員人事（退職）に関する教育長の専決について【総務課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 それでは皆様、ハイサイ。ただいまから平成30年度第19回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

 それでは議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。徳盛市民文化部長、お願いいたします。

徳盛部長 市民文化部ヤイビーン。よろしくお願ひします。那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の辞職等により、新たな委員を博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委嘱するので、この案を提出となっております。それでは、担当部署より補足説明をさせますので、よろしくお願ひします。

田端教育長 末吉文化財課長、どうぞ。

末吉課長 ハイサイ、文化財課長の末吉でございます。議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。今回、3名の委員の方が任期を残して辞職したことに伴いまして、新たに3名の方を委員として委嘱したいと思います。お手元に配布いたしました資料の3ページをご覧ください。委員職の根拠となる博物館法と那覇市立壺屋焼物博物館条例を抜粋して掲載しております。壺屋焼物博物館では、博物館法第20条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条に基づきまして、壺屋焼物博物館協議会を設置しております。協議会は委員10人以内で組織されまして、博物館運営に関する諮問に応じ、館長に対して意見を述べる機関となっております。資料の1ページに新たに委嘱する3名の委員、そして2ページ目に辞職された3名の委員を掲載しております。

 それでは新たに委員として委嘱する3名の方についてご説明いたします。資料の1ページです。お一人目が又吉 元晃氏、壺屋小学校の教頭先生でございます。前任者の定歳 尚子氏も壺屋小学校の教頭先生でございましたが、平成30年4月に曙小学校に異動となっております。お二人目が船越 三樹氏、沖縄タイムス社読者局文化事業本部部長でございます。前任者の上間 正敦氏も同じく文化事業本部部長でございましたが、平成30年7月に他部署へ異動となっております。三人目が島袋 常栄氏、壺屋町民会自治会副会長でございます。前任者は新垣 勲氏でございましたがお亡くなりになりました。新垣氏は、当時、壺屋町民会自治会副会長でございました。新たな委員の任期はいずれも前任者の残任期間の平成31年12月20日までとなっております。2ページに先程ご説明いたしました3名の委員を加えた10名の委員名簿を掲載しております。以上が壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱についてのご説明でございます。ご審議、よろしくお願ひいたします。

田端教育長 ありがとうございます。では、この件についてご意見、ご質問等がありましたらお願ひしたいと思ひます。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 この新たな委員についてなんですけど、前任者と後任の方の役職が同じということは、

役職に対しての依頼ということになりますか。個人に対しての依頼ということですか。

山城主幹

これは充て職ではありませんので、基本、個人に委嘱ということで委任をお願いしております。所属する部署の所属長をお願いしたところ、3名の方が所属する部署の長から推薦をいただきまして、今回、新たに任命したという形になっております。

喜屋武委員

わかりました。ありがとうございます。

田端教育長

他にありますでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員

那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の第5項に再任されることができるとあるんですが、これを見ますと、みんな任期満了が平成31年12月20日となっていますよね。その時に総入替えとなるんですか。それとも継続する方が何名か必ずいらっしゃるんですか。

山城主幹

20日に更新という形になりますけれども、その際に改めて、先程申し上げたとおり、その部署の長に推薦をお願いする、もしくは本人に打診をして、再度、引き続きやりたいとなれば更新をお願いするという形です。

本仲委員

皆さん、平成31年12月20日ということで、みんな任期満了になる訳ですね。とりあえずはね。

山城主幹

はい、とりあえずは。

田端教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員

教えていただきたいのですが、改めて協議会の目的と、どういうことを協議されているのかというのを具体的に教えてください。

山城主幹

協議会は博物館法の第20条に基づきまして、公立の博物館に設置されているものです。博物館の諮問機関ですので、博物館で諮問する事項があれば、館長の方で諮問することができますけれども、これまでは、特に諮問することがなくて、例年、博物館の事業計画とか、次年度の予算執行に関する意見等をお願いしております。

田端教育長

よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。大丈夫でしょうか。はい、それでは議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

田端教育長

ありがとうございます。それでは議案第33号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

続いて非公開の可否について、委員の議決を諮りたいと思います。報告1は人事に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われま。報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

田端教育長

ありがとうございます。それでは非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして平成30年度第19回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第33号	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
--------	-------------------------	---------